

堺市監査委員公表第 45 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 23 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

堺市都市緑化センター

## 第3 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和6年12月23日

## 第5 施設の概要

### <所管部局>

建設局 公園緑地部 公園緑地整備課

### <指定管理者>

団体名 アメニス・ECCOMグループ

代表団体 株式会社日比谷アメニス大阪支店

構成団体 NPO 法人 ECCOM

### <指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和5年度の委託料 5,300万円

### <施設名及びその主な内容>

名称 堺市都市緑化センター

所在地 堺区東上野芝町

設置年月 昭和61年4月

設置目的 緑化啓発のための各種展示・講習会の開催及び市民緑化活動に対する支援・指導を行うことを目的とする。

施設規模 敷地面積 10,500 m<sup>2</sup>

センター棟 鉄筋コンクリート造平屋建、  
瓦葺（一部アクリル複層板）  
緑化ホール、緑の相談室等

			延床面積 953.32 m <sup>2</sup>
温室棟	鉄骨造平屋建	アクリル複層板葺 (屋根・壁)	
			延床面積 229.00 m <sup>2</sup>
回廊	鉄骨造平屋建	銅板葺	延床面積 308.08 m <sup>2</sup>
庭園	四季の庭、里山の庭 等		7,547.60 m <sup>2</sup>
フレンドシップアベニュー			1,462.00 m <sup>2</sup>

## 第6 事業状況

<利用状況> 令和5年度

区 分	令和5年度
来館者数	87,447 人
緑の相談窓口相談件数	880 件
展示会・講習会開催回数 参加者数	26 回 9,407 人

<収支状況> 令和5年度

(単位：円)

	金 額
収 入	53,887,022
指定管理料	53,000,000
利用料金	352,520
その他	534,502
支 出	53,418,727
人件費	23,350,421
委託料	7,932,453
光熱水費	5,514,589
その他	16,621,264
収支差額	468,295

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

## 第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況、利用料金の収入状況、指定管理者の目標の達成状況を記載することとされているが、事業報告書において以下の誤りがあった。

また、市はそれに対する指導を行っていないかった。

ア 指定管理業務の予算執行状況において予算額を記載しているが、年度事業計画書で定められている予算額と異なる金額を記載していた。

イ 指定管理業務及び自主事業の予算執行状況において費目ごとに収入金額と支出金額を記載しているが、集計誤りなどにより複数箇所ですら誤った数値を記載していた。

ウ 利用料金の収入状況において、年間件数、利用時間及び金額を記載しているが、集計誤りなどにより誤った数値を記載していた。また、指定管理者以外の施設利用状況の内訳を示す別紙において、使用日等を誤って記載しているものがあった。

エ 指定管理者の目標達成状況のうち、収支に関する目標の実績値について、誤った金額を記載していた。

#### 4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書では、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請をし、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができると規定されている。

しかし、指定管理者は、一般廃棄物収集運搬処理業務について、一部業務委託の申請を行うことなく、第三者に委託していた。

#### [再委託の範囲等について（意見）]

基本協定書において、指定管理者は、市が特に承認する場合を除き、業務の一部を委託した第三者（以下「委託先」という。）からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならないと規定されている。当該規定に基づく手続に沿って、設備保守点検施設清掃業務について、委託先からさらに再委託が行われていた。

しかし、市に提出された委託・再委託に関する申請書によると、本件の再委託業務は、委託業務と業務内容、実施回数が同一の業務を請け負わせるものとなっており、当該業務の主要な部分が再委託されているものであった。加えて、再委託契約の金額は、委託先との契約金額の約85%に相当し、委託契約金額の大部分を占めていると考えられる。

業務の主要な部分または大部分の再委託は、無用の中間利潤の取得を許すおそれがあり、指定管理料に影響を及ぼす可能性もある。再委託の申請、承認に際しては、案件ごとに範囲や金額等について精査されたい。

#### 5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類

を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。